

平成 30 年 5 月 23 日



協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成 20 年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約 3,850 万人、うち長野支部では約 65 万人が加入しています。

**健診結果で要治療と判定された方の 3 か月以内の医療機関受診率は約 4 割
～重症化を予防するため、早期の受診を勧めています～**

協会けんぽ長野支部では、加入者の方々の健康づくり及び生活習慣病の予防を推進するため、生活習慣病予防健診(※)の結果、血圧値・血糖値で要治療と判定されながら、3 か月以内に医療機関を受診していない方々へ、かかりつけ医への受診を勧奨しています。

※生活習慣病予防健診・・・35 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象にした健診。労働安全衛生法による定期健診の検査項目がすべて含まれている。平成 28 年度の受診者割合は 48.5%

平成 28 年度において要治療と判定された方のうち、健診受診後 3 か月以内に医療機関を受診した方の割合は約 4 割にとどまっています。未受診者への受診勧奨は従来から実施してきましたが、受診勧奨後 3 か月以内に受診した方の実績は改善傾向にあるものの、1 割に満たない状況が続き、全国的にも低位です(次表)。

【受診勧奨後 3 か月以内の医療機関受診状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
長野支部受診率	7.0%	8.0%	8.5%
全国受診率	7.9%	7.8%	9.1%
全国順位	44 位	20 位	44 位

また、協会けんぽ長野支部では、未受診者への受診勧奨に加え、事業主の皆様は次の 3 点にご協力いただき、健診受診後早期に医療機関を受診するよう環境整備をお願いしています。

- ①健診結果を確認し、要治療と判定された従業員に早期に受診するよう勧める。
- ②その後に従業員が受診したかどうか確認する。
- ③就業時間内に受診できるように就業規則等に定める。

早期受診、早期治療による重症化の予防は、加入者の健康を守るとともに、医療費抑制の観点からも重要です。今年度は従来以上に受診勧奨に注力し、加入者の健康の保持増進に努めてまいります。

【添付資料】

・平成 30 年度協会けんぽ長野支部における重症化予防事業の取組みについて

【お問い合わせ先】

〒380-8583 長野市南長野西後町 1597-1 長野朝日八十二ビル 8 階
全国健康保険協会長野支部 企画総務グループ 沢戸・阿部
TEL:026-238-1251 FAX:026-238-1257

平成 30 年度協会けんぽ長野支部における重症化予防事業の取組みについて

1. 事業概要

生活習慣病予防健診（対象：35 歳以上 75 歳未満の被保険者）の結果データの中で、血圧値・血糖値が要治療と判定されたにもかかわらず、医療機関を受診していない治療放置者に対して、かかりつけ医への受診勧奨を実施する。

2. 一次勧奨

(1) 対象者

- 以下の基準のいずれかひとつでも該当する者

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c
160mmHg 以上	100mmHg 以上	126mg/dl 以上	6.5%以上(NGSP 値)

- 健診受診前月及び健診受診後 3 か月以内に医療機関を未受診の者

(2) 実施方法

- 健診受診から 6 か月後に、一次勧奨通知を発送する。
- 健診結果が二次勧奨の基準に該当する者へは、医療機関の受診状況を回答するよう案内する。

3. 二次勧奨

(1) 対象者

- 一次勧奨対象者の内、以下の基準のいずれかひとつでも該当する者

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c
180mmHg 以上	110mmHg 以上	160mg/dl 以上	8.4%以上(NGSP 値)

- 一次勧奨送付後に回答がない者

(2) 実施方法

- 一次勧奨送付の翌月に、二次勧奨通知を発送する。
- 受診勧奨と合わせて、その後の受診状況を回答するよう案内する。
- 回答がない者へは二次勧奨送付の翌月に、電話により受診勧奨を行う。

4. 三次勧奨

(1) 対象者

- ・二次勧奨対象者の内、医療機関の受診が確認できない者

(2) 実施方法

- ・健診受診から 11 か月後に、三次勧奨通知を発送する。
- ・次回健診結果の血圧値・血糖値に注目してもらい、結果が一次勧奨の基準のいずれかに該当する場合は、早期に受診するよう促す。

5. その他

平成 28 年度生活習慣病予防健診受診者のうち、一次勧奨の基準に該当する者は 8,900 名（生活習慣病予防健診受診者 136,056 名の 6.5%）。その内、健診受診から 3 か月以内に医療機関を受診した方は 43.8%です。

協会けんぽ長野支部では、事業所に次の 3 つの取り組みをお願いし、健診受診後早期に受診するよう環境整備を進めています。

- ①従業員の健診結果を確認し、要治療・要精密検査と判定された従業員に早期に受診するよう勧める。
- ②その後に従業員が受診したかどうか確認する。
- ③就業時間内に受診できるように就業規則等に定める。

【参考：実施スケジュール】

